

「空き家対策における官民関係」

の研修会参加報告

平成 29 年 7 月 31 日

アクティブ 岩田淳司

今回この研修を受講するまでは、これまで自分が取り組んできた
周南市の抱える空き家問題（H21年6月&H23年12月危険空き家
の条例制定への提言→H25年10月その後の条例制定・施行→H27
年5月国における「空き家対策特別措置法」制定→H28年10月わが
市の条例の特措置法に沿った改訂→H29年6月危険でない空き家に
対するまちづくりの視点からの利活用の提言）に合致するものかどうか
うか不安を抱えながらの参加であったが、危険空き家に対する施策
だけでなく、危険でない空き家の有効利活用をふくむ最新の自治体
の取り組みなどを勉強できたことは、これから周南市の取り組み
に生かす施策を提言できる基礎となった。またこれまで自分が一般
質問などで提言し続けてきたことに自信を持って更に続けていって
良いものだと確信ができた内容だった。

周南市の危険空き家に対する取り組みは、特別措置法以前に条例
を制定している点から見ても、全国において特に遅れているわけで

はない。条例のおかげである種家屋所有者へのモラルハザードも成り立っていると捉えられる。しかし今の条例は危険空き家に焦点を当てて作られているものであり、これからは更に踏み込み「有用な」空家に対する施策を確立していくべきと考える。

また、29年3月に策定された「周南市空家等対策計画」は危険空き家を担当する環境生活部生活安全課で作られたものであり、その内容は主に危険空き家の発生抑制やその発生時の対応・改善に主眼が置かれている。「有用な」空き家の利活用（建設部住宅課担当）に関しては従前からある「空き家バンク」の活用程度にとどまり、踏み込んだ計画とはなっていない。今後は主に住宅地や古くから栄えた団地などの有用な空き家の利活用が、コンパクト・プラス・ネットワークの視点からもまちを活性化させることにつながると考える。

今回学んだ先進自治体（京都市・栃木市・前橋市など）の施策を更に研究・視察などを進め、さらに踏み込んだ提言をしてわが市のまちづくり再生をしていきたい。また危険な空き家と有用な空き家とを管理する課を統合し管理していく等の提言をしていきたい。

「空き家対策と人口減少問題」

の研修会参加報告

平成 29 年 8 月 1 日

アクティブ 岩田淳司

昨日に続いて「空き家対策」についての研修であった。今回の講師は元佐賀県武雄市長の樋渡啓祐氏であり、氏は武雄市において CCC（カルチャー・コンビニエンス・クラブ）を指定管理者として市立図書館を設置し、わが周南市でも徳山新駅ビルをそのような運営にすべく当時から参考にしており、氏とも周南市での講演か何かでおいでいただき話しをした記憶があった。当時から樋渡氏は話しが上手で、嘘か誠か分からぬ絶妙なトークで人を引き付ける魅力は今回もそのままであった。一見軽く見えるトークではあったが、やはり一地方都市とはいえ首長を務められた経験から繰り出される語りはとても説得力のあるものであり、一般論をお聞きするだけでも勉強になった。その中でも今からの地方都市で特に取り組まねばならぬものが人口減少問題、少子高齢化健康施策、防災減災、そしてこの空き家対策であると自覚しておられ、特に力を入れ現在も取り組まれているとのことであった。

研修報告

日 時：平成 29 年 8 月 25 日(金)14:00～16:30
平成 29 年 8 月 26 日(土)10:00～12:30

場 所：福岡県福岡市

内 容：1 日目 地域福祉政策の立案に向けて(基礎編)
2 日目 地域福祉政策の実践に向けて(実践編)

講 師：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸 恒彦

1 日目は理論編、2 日目は実践編としてセミナーを受けた。ともに地域包括ケアシステムの構築に向けたものであり、報告は 2 日間をとおして参加に、勉強になった点を報告する。

まず、なぜこのセミナーに参加しようと自分自身思ったのか。

すれば、最近、福祉の世界でいろいろな場面、機会に“地域包括ケアシステム”という言葉を耳にし目にする。私は長く医療の世界に携わっている。その者にとっては“地域包括ケアシステム”は医療と介護の連携システムであり、福祉の分野に求められている“地域包括ケアシステム”とどのようなものなのか、なぜ、今必要と言われるのか、正直疑問であり、知りたいと思っていた。

なぜ、今必要なのか。

それは、これから更に進む少子高齢社会の進展により、もはや介護保険制度として全ての高齢者ニーズに対応できない。難しくなったということである。介護保険制度での対応は、介護度の重い人々を対象とし、予防を含めた軽い人のお世話や、日常生活において年をとるという自然の流れの中で、自分で出来なくなった簡単な作業の補填は、公的制度ではなく、その地域で対応するシステムをその地域自体で創る必要があるということである。

考えてみれば、昔は息子世帯との同居が普通であり、世帯内で助け合ってきた。しかし、今は子供は家を出て行き、残っているのは高齢夫婦のみ。当然、高齢者同士では出来なくなることは増えてくる。住み慣れた地域で、その人らしくその夫婦らしくいつまでも暮らしたいと思うのは当然の想いであり、理解できる。私もそうだ。その為にも新たに今、その地域ならではの地域住民の力、繋がりに基づいた支え合いのシステムが必要であり、その地域に住み続けるためにも、公に頼らない新しい助け合い、支え合いをその地域に造ることが大事。いわゆる“互助”のシス

テムである。“自助”“共助”に続き“互助”が加わり、最後は“公助”となる。

ではどんなことをすれば良いのか、それは将来自分が、やって欲しいこと、助けて欲しいことを今、支える側となって取り組めばよい。難しく考えなくても良いのではないか。地域住民で話し合い、企画、立案して行けばよい。ただ、支える人、支えられる人と二分するのではなく、もちろん助けられる人は感謝するであろうし、また支える人も満足感を感じられるような仕組み作りが必要であろう。つまりみんなで地域の幸せ度を向上させようという気持ちが大切だと感じた。まずはやってみると、体験することが次のステップにつながるのではないか。難しく書けば、「地域力」「住民力」「地域コミュニティ」の再建ということになるが、それこそ難しい。

周南市においても、第7次老人保健福祉計画において初めて明記されていた。正直、知らなかつた。平成30年度から第8次同計画が策定されるが、きっと“地域包括ケアシステムの構築”がより重点施策となり、各地域で取り組むことになるであろう。そういう意味では、今回タイムリーな研修であった。

今回の研修を受けて一つ誤解していたことがある。それは“地域包括ケアシステム”を構築するには、人口の少ない地域は、人口の多い地域に比して不利なのではないか、と思っていた。確かに支える人手が多い方が有利なのではないかと思っていた。しかし、それは全くの間違い、誤解であった。“地域包括ケアシステム”構築するうえで大切なのは、基にあるのは地域の繋がり、絆である。人の少ない地域には今なおその地域全体に強い絆が残っている。またコンセンサスも得やすい。その反面、人口の多い地域でどれだけの絆があるのか、今からその地域全体を絆で結ぶこと、まずそこから始めなくてはならない。大変な作業と労力と思う。

今後、周南市全地域において個々の地域包括ケアシステムが地域住民の手で創られることになる。そのためにも、これから機会があれば先進地区“地域包括ケアシステム”的取り組みについて、私個人だけではなく、会派として積極的に勉強していきたい。

(文責 土屋 晴巳)

会派アクティブ 研修会参加報告書

報告者 清水 芳将

研修場所 岡山コンベンションセンター

視察項目 地方議会における公会計情報活用の新たな針路

講 師 日本公認会計士協会 中川 美雪

日 時 平成 29 年 10 月 24 日 14:00 ~ 16:30

所感

○ 前段「統一的な基準による公会計情報の公表の影響」と「公会計情報からわかること」、後段「財務書類及び固定資産台帳の活用」について、詳しく聴講させていただいたが、前段に於いては連結財務書類の読み解き方を中心に、有形無形の固定資産台帳等の財源内訳を含む見方を、他市の公表数値を用いて説明いただき、たいへん参考・勉強になった。

○ 後段では、セグメント分析という視点での書類や台帳の具体的活用方法を中心に、固定資産については過去の基準によるものも容認されているので若干割り引いてみる必要があることや、受益者負担の適正化、予算編成への活用手法等、留意事項として明示してあるものが的確で、講義内容として価値あるものだと感じる。

セグメント別書類を作成するときには、目的を明確にして作成すべきという説明には説得力があった。

研修報告<岡山県岡山市>

岩田 淳司

研修事項：地方公会計の行方

私はほぼ毎年日本公認会計士協会中国会が主催するこの公会計研修会に参加しているが、今年は会派 5 名全員で参加した。今年度中に全国の地方自治体全てが「統一的な基準による地方公会計」での財務諸表作成が義務付けられているが、わが市では昨年よりこの新基準によりこの財務書類を作成しており、今年も 11 月中旬にこのシステムでの 2 回目の公表が待たれる中での研修受講となり、その先進の活用手段を学ぶ機会としたいと望んだ。

新基準での大きな改正点は、主に各自治体が抱える固定資産の台帳を新基準と連動整理することにより、自治体運営に活用させようとするものである。一方これまでの「総務省方式改訂モデル」は、多くの自治体で年度末の会計データから債務 4 表作成に必要な科目を一括振り分けし貸借対照表 (B/S) や行政コスト計算書 (PL)、資金収支計算書 (CF) などの財務書類を作成しており、またこれらの数値は固定資産台帳と連動されたものではないため、それぞれを関連付けて活用することや、今回の研修でも中川講師に御指導いただき

いた様な各事務事業ベースでのBSやPLの作成やそこからの施設別の受益者負担の検証などが難しかったが、この度の新基準によりそれが可能になった。

受講内容としてはこれまで学んできたことからそう劇的に変わった見方になるものは感じられなかったが、やはり新基準での財務書類が作成されることによりいくつかの新しい経営判断指標も示され、
○ 本当の意味での正確な自治体間の相互比較や各自治体における経年比較が可能になることに非常に期待する。中川講師も自治体間の比較や、事務事業（セグメント）別での財務書類作成による受益者負担の見直しなどの活用などの先進事例を紹介され、大いに学べた。

わが市ではこの新システムを平成30年度からは「日々仕訳」方式で取り組むとされている。これにより更に一般企業でいわれる「日々○ これ決算」という概念で取り組むことも可能になるが、これに向け職員一人一人が簿記処理の概念の理解や仕訳けの肉体化が今後より重要になってくると思われる。厳しい道を選んだがぜひ職員の皆さんには頑張っていただきたい。

視 察 報 告

日 時：平成 29 年 10 月 24 日(火) 14:00～16:30

場 所：岡山コンベンションセンター

内 容：「地方議会における公会計情報活用の新たな針路」について

私自身、公会計に関する研修は今回で 4 回目である。公会計という言葉も含め、その必要性も行政サイドにおいては徐々にではあるが浸透していると思う。しかし、議会サイドには広がっているとは思えない。たぶん議員個人においては、経理実務に関わったキャリアを有した議員が少ない(ほぼいない。)からだろう。今までのような単純なお金の出入りだけの“大福帳、家計簿”的収支なら理解し易いからだろう。会計と経理は違う。

民間企業においては大・小問わず企業会計であり、“大福帳、家計簿”では事業経営は不可能である。考えてみれば、自治体の所有の土地や建物等の資産は莫大なものである。ひょっとすると市内の大企業を超えて周南市で 1 番の企業なのではないか。もし民間企業のようにこの資産に固定資産税がかかるとしたら……。自治体と民間企業は違うという言葉だけで、将来の自治体経営の安定性は語れるのか……。

一刻も早く公会計に移行し、公表すべきである。

公会計に移行するにあたっての統一的基準は既に用意されているが、移行にあたって一番苦労するのは、固定資産台帳の整備であろう。(固定資産台帳がない民間企業はない。)今まで固定資産台帳はなく、またその意識もないでの、市が有する膨大な資産の把握と簿価額等への整理に時間がかかると思っていると思われる。また固定資産については実勢価格、時価額評価も可能なので、その点も時間がかかるのかもしれない。しかしそれがないと当然であるが、財務 4 書類(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資

産変動計算書)が作製できない。→財務分析ができない。→今までの評価と今後の事業展開ができない。→当然他市との比較も出来ない。→周南市の強い部分と弱い部分の把握もできない、という、負の連鎖から脱出できないということに一般的にはなるのであるが、なくてもすんでいるのが今までの自治体経営である。

周南市は平成29年度から公会計に取り組んでおり、日々仕分けて取り組んでいる。その姿勢は評価したい。ただ、早く本年度期首日の固定資産台帳を公開して欲しい。

今後、公会計による決算となると、議員は、少なくとも公会計について、勉強しておかなくてはならない。財務4書類で表されて数字をどう読み解くのか。数字と数字の互換性と非換性を読み解かなくてはならない。それが出来なくては公会計に移行した意味がない。議員の責任は大変大きくなる。しかし、正直なところ公会計による決算書を分析し問題点の発見、改善、今後の事業展開、自治体経営に寄与するためには、監査的立場に専門家の関わりが必要になるのではないかと思う。今まで3回公会計に関して研修を受けた。全て公認会計士団体か学術経験者が主催している。今回も同様である。

(文責:土屋晴巳)

会派研修報告書

井本義朗

日本公認会計士協会中国会 公会計研修

「地方公会計の行方～固定資産台帳の整備、財務書類の公表の先にあるもの」

平成 29 年 10 月 24 日

岡山コンベンションセンター

レセプションホール

講師：公会計委員会 地方公会計・監査検討専門部会 専門委員 中川美雪

今回で公会計の研修も 3 回目の受講となる。そもそも公会計制度というのは損益計算書、貸借対照表などの複式簿記を取り入れたもの。当初は資産や負債を図るバランスシートから発展して、財務諸表を作る基準がいくつもできてしまった。4 年前から統一基準を作ろうと総務省が主導となり、平成 27 年度から 29 年度中に作ろうという事になっている。今回は公会計でどんなことが分かるのか、その活用方法などを勉強する。

【統一的な基準による公会計情報の公表の影響】

現在では固定資産台帳の作成は必須となっている。固定資産台帳は表形式で施設の情報を掲載。これにより、他の自治体との比較が容易になる。また細かな分析もできる。更に施設の将来にわたる更新費など、データの加工により詳細な分析を可能にする。(将来にわたる更新費が増大なら、今の内から施設数を削減する必要がある。)

また統一基準の財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、注記付属明細書)によって、固定資産台帳と同様に他市との比較や債権の回収、売却可能資産、出資先の経営状況、世代間負担、受益者負担など多岐にわたることが分かる。また分析により信頼性や比較可能性が向上する。

【統一的な基準により公表される公会計情報】

固定資産台帳に必ず記載される項目として、勘定科目、耐用年数、減価償却、いくらで買ったか(これらによって今の価値が分かる。)などがある。

総務省から公共施設マネジメントの一層の推進として、売却可能資産が示されており、これは全ての項目を前提とされている。(エクセルなど加工可能な形で)

現在、固定資産台帳を公表しているのは 4 自治体で統一基準は埼玉県和光市ののみ。

統一基準の財務書類は 4 形式で、貸借対照表、資金収支計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書になる。(ほかに 3 表形式もある)

その他、注記・付属明細書があり財務諸表を読み解くのに必要な注意書き・明細書の様なもの。

また財務書類の全体、連結によって外部団体・第 3 セクターや特別会計など全体像を知るものもある。ただし事務負担の軽減を考慮し、全体や連結の付属明細書などは省略が可能となっている。

また資産老朽化比率と債務償還可能年数が財務状況資料集に追加されている。

計算式は、債務償還可能年数 = (将来負担額 - 充當可能基金残高) / (業務支出)

【公会計情報から分かる事】

貸借対照表は左に資産、右上に負債、右下に純資産を置く。資産に事業用資産、インフラ資金、更新状況など、また出資先の経営状況や十分な資金の保有、債権の回収可能性を見る事ができる。負債からは地方債の借入先、利息等の状況、また債務返済可能性が分かる。純資産からは世代間の公平性などを見る。

コストを発生ベースで見れるのが特徴である。資金収支計算書では、業務活動収支、(この収支により、どれだけ投資や償還に回せるお金があるかが分かる。)(一だといつまでも債務が改善されないという事。)投資活動収支、財務活動収支を記載する。

連結財務書類からは特別会計や公営企業会計、第三セクター、一部事務組合など全体像を把握することができる。

有形固定資産の付属明細書により、勘定科目ごとの状況、投資した金額・財源、行政目的ごとの状況、施設類型別の保有量・老朽化状況などが分かり、他市との比較検討ができる。

老朽化は様々な書類から把握できる。また固定資産台帳には売却可能区分が記載されている。

貸借対照表に出資先の経営状況が記載され、付属明細書に投資損失引当金があれば経営が危ないことが分かる。また連結対象ではない団体も附属明細書に強制評価減があれば経営が危ない。

十分な資金の保有は附属明細書の基金の明細に記載されている。基金及び現金預金の推移をグラフにして年度ごとに比較すればよく分かる。

債権の回収可能性は、貸付金の明細から債権として計上している金額と、徴収不能引当金からわかる。

地方債の借入先、利息等の状況も把握できる。

将来負担比率が低い団体であっても資産老朽化比率が高い自治体もあるため、併せてグラフで確認する事も有効である。

貸借対照表に計上されない資産、債務として所有外資産があるが、これは注記に記載する。他、偶発債務、係争中の訴訟等もある。

固定資産台帳はまだ過渡期であり、制約があるため比較ができないものもある。金額や耐用年数の考え方の違い、昔の土地の金額が1円など、荒い資産の計算など正確性が欠けるものもある。

【財務書類及び固定資産台帳の活用】

行政内部ではマクロ的視点で全体を見る手法、ミクロ的視点で詳細を見る手法、また行政外部から見る手法などがある。

宇城市では平成15年の合併時にバランスシートを作り、10年後に目標を細かく設定した。結果として負債は順調に減少した。(P39) また宇城市は熊本地震で被災した自治体だが、しっかりした財政基盤だったため慌てずに済んだ。

固定資産台帳によって更新費の試算ができるが、以下の事には注意が必要。取得金額などが不明で暫定的なものではないか。台帳が正確で適時に更新されているか。撤去費用や日常的な修繕、維持管理費などライフサイクルコストも考慮するとより実態に近い将来的なコストが明確になる。

ミクロの視点、セグメント分析による予算編成への活用。宇城市では施設別の財務書類のほかに施設分類別のグラフによる評価分析を行い、施設の統廃合に活用している。

また浜松市では行政評価と連携して分析し、予算編成に反映して活用している。

セグメント別の財務書類の分析により(例:吹田市の体育館)、1m²当たりの利用者数、利用者1人当たりのコスト、受益者負担率、有形固定資産減価償却いつなどで同様の施設を比較できる。

セグメント別財務書類作成の留意事項として、目的の明確化、活用方法の制度化、作成基準の決定、単位の決定に注意が必要である。

またこの作成方法は二つあり、積上げ方(できればこっちだが負担は増加する)と抽出法がある。

【今後の活用に向けて】

公共施設マネジメントは固定資産台帳や公会計情報は今後、ライフサイクルコストを把握するために活用できる。これを将来的な意思決定に活用することが重要である。情報をオープンにして民間や地域と連携・協力して自治体運営を進めていく必要がある。

先行自治体では、首長の主導による財務書類の作成が多く、議会主導は少ない現状がある。

平成 29 年 10 月 24 日(火)

「地方議会における公会計情報活用の新たな針路」報告書

山本真吾

今回の公会計研修では統一的な基準による公会計情報の公表の影響、統一的な基準により公表される公会計情報、公会計情報からわかること、財務書類及び固定資産台帳の活用、今後の活用に向けて、の 5 つの内容について学んだ。

日本の公会計は、明治以来「大福帳」のままであった。しかし、それでは「市の資産は全部でいくらなのか」「どれくらい負債があるのか」「施設のコストはどれくらいかかっているのか」という疑問に答えられない。自治体経営の為に必要な取り組みは、国際会計基準や民間の企業会計に準じた基準の制定である。日々の正確な複式簿記の実現により、回収困難な債権の状況、資産の老朽度、隠れ借金など見えないものが見えてくる。そして、財務諸表の活用により事業評価を厳密に実施・検証可能になる。世界の公会計の状況は先進国ではほとんどが複式簿記・発生主義である。日本は世界の潮流から遅れているため早急に整備する必要がある。

公会計の知識習得は議員としての責務であるが、今回の研修を受講して私自身はまだ勉強不足であると認識した。「知らざるを知らずとなす、これ知るなり」

公会計の知識の有無は議員としての資質に直結するものであると思う。今後の公会計の活用に向けて、私自身もっと勉強し、財政の適格な分析をしていく決意をした。

研修報告書

「地方財政制度と予算審議の基本講座」 大阪市

平成 30 年 1 月 23 日 山本 真吾

この度の地方財政制度と予算審議の基本講座と題する講座は 5 時間に及び、内容も非常にボリュームの大きいものであった。この講座で学んだ主なポイントを整理すると以下のようになる。

- ・前年度予算と新年度予算案との歳出規模・伸び率を比較する。さらに、目的別（総務費、民生費、教育費、土木費等）に、前年度伸び率を比較する。
- ・首長のマニフェストと予算案との関係を確認する。何が実行されようとしているか、何は手付かずなのか。
- ・様々な計画と予算案との関係を確認する。計画は作ったが、実行はどうなっているかを確認すること。
- ・歳出予算を事業別に見てみる。特に、人件費の計上は、各事業の予算案には計上されていない為、どの程度の人手が必要な事業なのかを確認する。事業別予算になっていない自治体では、重要な予算だけでも、各部・各課に分散計上されているようであれば、それを集計した資料を要求して全体像を把握する。行政評価を導入している自治体であれば、行政評価シートと見比べながら審議する。
- ・事業別予算を採用していても、政策課題として重要性の高い事業・施策については各部・各課に散らばって要求されていることがあるので「高齢者福祉対策関係予算」などのようにして全体像を把握すること。
- ・大規模予算ほど審議が簡単にならないか。特に長期計画に則って実行しているような整備事業は、金額が大きい割には時間がかけられていない傾向にある。評価の視点から見て、本当にそれで良いのか。
- ・「調査」「基本構想」などの名称は施策の実行段階で将来の負担が大きくなる可能性があるにもかかわらず、当該名称での予算額は少ないので、よく注意して将来負担についても審議する。
- ・委託料、補助金、負担金についてはしっかりと積算の確認をする。